

青森県ソフトボール協会規約

第1章 総則

第1条 本会は、青森県ソフトボール協会と称する。

第2条 本会は、事務局を理事長の定める場所に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、青森県内におけるソフトボール競技の普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ソフトボール競技の各種大会並びに競技会の主催、共催、主管及び後援
- (2) ソフトボール競技の普及、発展並びに技術向上に関する研究、強化、指導
- (3) ソフトボール競技施設の拡充に関する調査研究
- (4) 公認審判員、公式記録員、公認指導者等の育成、指導並びに認定会、講習会の開催及び後援
- (5) 各種競技団体、体育諸団体との連携
- (6) その他本会の目的達成に必要と認められる諸事業

第3章 組織

第5条 本会は、支部及び団体をもって組織する。

第4章 役員

(役員及び事務局)

第6条 本会に次の役員を置く。選出は次による、会長これを委嘱する。

- (1) 顧問、参与、会長、副会長、監事、理事
- (2) 会長1名、監事3名は理事会で推薦・評議員で選出する。
- (3) 副会長は、支部長を充てる。
- (4) 理事は別に定める基準により支部から選出する。なお、会長指名の理事を置くことができる。
- (5) 理事長1名、常任理事は、理事の中から選考委員が選任し、評議員会の承認を得る。
- (6) 理事長は、副理事長3名以内を理事の中から指名し、評議員会の承認を得る。(追加)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職を代行する。
- 3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき会務を処理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 5 常任理事及び理事は、評議員会の議決に基づき会務を執行する。
常任理事は、専門委員会の委員長に充てる。
- 6 監事は、本会の財務及び業務執行の全般について監査する。

第5章 事務局

第9条 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務局長、事務局次長、書記及び会計を置く。

- 2 事務局長は、理事長が推薦・選任し、理事会の承認を得る。
- 3 事務局次長、書記及び会計は会長が委嘱する。
- 4 事務局に次の簿冊を置く。
 - (1) 規約綴
 - (2) 会員名簿
 - (3) 会計簿
 - (4) 文書綴
 - (5) 議事録

第6章 評議員

第10条 本会に、評議員70名以内を置く。

- 2 評議員は、別に定める基準により支部から選出する。

第7章 顧問及び参与

第11条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は、理事会で推薦し会長これを委嘱する。任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 顧問は、本会の会長または副会長であった者及びソフトボールに関する功労者のうちから理事会で推薦し、会長が委嘱する。顧問は、会長及び理事会の諮問に応ずる。
- 3 参与は、本会の理事長または副理事長であった者から理事会で推薦し、会長が委嘱する。参与は、常任理事会の諮問に応ずる。

第8章 上部団体役員

第12条 上部団体役員については次の者を充てる。

- (1) 東北ソフトボール協会役員には、常任理事以上の職にある者を選出する。
- (2) 公益財団法人日本ソフトボール協会評議員には、理事長以上の職にある者を選出する。

第9章 会議

第13条 本会の会議は、評議員会、理事会、常任理事会とし、会長これを招集し会議の議長となる。

第14条 評議員会は評議員をもって構成し、年1回以上または評議員の5分の1以上から会議の目的を示して請求があったとき招集する。

- 2 評議員会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 予算、決算の審議
 - (2) 規約の改廃
 - (3) 事業の審議
 - (4) 役員を選任
 - (5) 負担金等の決定
 - (6) その他

第15条 理事会は理事をもって構成し、会長が認めたとき、または理事の3分の1以上から目的を示して請求があったとき招集する。

第16条 常任理事会は、常任理事以上の職にある者をもって構成し、会長・理事長が必要と認めたとき招集する。

第17条 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長これを決する。

第10章 専門委員会

第18条 本会に、次の専門委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 技術委員会
- (5) 記録委員会
- (6) 広報委員会
- (7) 指導者委員会
- (8) 普及委員会
- (9) 小学生委員会
- (10) 強化委員会
- (11) 前各号のほか、必要に応じて理事会の議決に基づき専門委員会を設けることができる。

第19条 専門委員会に委員長その他必要な委員を置く。

- 2 専門委員会の長は、常任理事の中から理事長が選任する。
- 3 副委員長は委員長が選任し、常任理事会の承認を得る。
- 4 委員の選任は、各支部推薦及び委員長の推薦による。
- 5 専門委員会の分掌事項は、理事会の合議を経て別に定める。
- 6 委員会の招集は委員長が行い、会議の議長となる。
- 7 専門委員会の任期は、2年とし再任を妨げない。

第11章 会計

第20条 本会の経費は、支部負担金、団体会費、役員負担金、寄付金、事業収入、その他の収入で支弁する。

- 2 支部負担金及び役員負担金の額は、別に定める。

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付則

- 1 本規約は、昭和51年3月7日に制定、施行する。
- 2 青森県ソフトボール協会規約（昭和32年4月21日）は廃止する。
- 3 本規約に定めない事項は、（公財）日本ソフトボール協会寄付行為並びに東北ソフトボール協会規約に準ずる。

昭和52年4月 1日改正
昭和56年4月12日改正
昭和57年4月 4日改正
昭和59年4月15日改正
昭和63年4月10日改正
平成 2年4月 1日改正
平成 4年3月29日改正
平成 6年3月27日改正
平成10年4月 6日改正
平成12年3月12日改正
平成14年3月21日改正
平成18年6月18日改正
平成20年3月23日改正
平成23年4月10日改正
平成27年4月 1日改正
平成30年3月25日改正
令和 2年4月 5日改正

青森県ソフトボール協会理事・評議員選出内規

(理事)

第1条 青森県ソフトボール協会規約第6条第4項の規定による理事選出基準は、次のとおりとする。

支部会員	25名以内	理事2名
支部会員	26名以上	理事4名
中体連		理事2名
高体連		理事4名
大学連		理事1名

(評議員)

第2条 青森県ソフトボール協会規約第10条第2項の規定による評議員選出基準は、次のとおりとする。

支部会員	25名以内	評議員4名
支部会員	26名以上	評議員5名
中体連		評議員3名
高体連		評議員5名
大学連		評議員1名

付 則

- 1 この内規は、平成10年4月6日から施行する。
- 2 青森県ソフトボール協会理事選出内規（昭和51年4月1日）は、廃止する。
- 3 この内規は、平成24年4月1日から施行する。
- 4 この内規は、平成27年4月1日から施行する。

青森県ソフトボール協会委員会委員の選任基準

青森県ソフトボール協会規約19条第1項の規定による委員の選任基準は、次のとおりとする。

委員会名	委員長	副委員長	委員の選任基準
総務	常任理事	委員長選任	各支部（高体連を含む）1名及び会長指名
財務	常任理事	委員長選任	総務、財務、審判、技術、記録、指導者、高体連の各委員長
審判	常任理事	委員長選任	各支部（高体連を含む）1名及び会長指名 （公認審判員の資格を有する者）
技術	常任理事	委員長選任	各支部（高体連を含む）1名及び会長指名 （公認指導者の資格を有する者）
記録	常任理事	委員長選任	各支部（高体連を含む）1名及び会長指名 （公式記録員の資格を有する者）
広報	常任理事	委員長選任	各委員長、高体連委員長中体連委員長及び会長指名
指導者	常任理事	委員長選任	各支部（高体連を含む）1名及び会長指名 （公認指導者の資格を有する者）
普及	常任理事	委員長選任	各支部1名及び会長指名
小学生	常任理事	委員長選任	各支部1名及び会長指名
強化	常任理事	委員長選任	各委員長、高体連委員長中体連委員長及び会長指名

青森県ソフトボール協会委員会分掌要項

この要項は、青森県ソフトボール協会規約第19条第5項の規定に基づき、専門委員会の分掌を定めるものとする。

1 総務委員会

- (1) 役員、規約に関すること。
- (2) 競技会、講習会の企画運営に関すること。
- (3) 競技用具の研究、調査に関すること。
- (4) 他の委員会に属さないこと。

2 財務委員会

- (1) 適正な予算の編成及び資金の調達に関すること。
- (2) その他、財務に関すること。

3 審判委員会

- (1) 審判員の研修、認定及び審判技術の向上に関すること。
- (2) 競技ルールの研究、講習に関すること。
- (3) その他、審判やルールに関すること。

4 技術委員会

- (1) 選手の強化、競技技術の研究及び指導に関すること。
- (2) その他、技術に関すること。

5 記録委員

- (1) 記録員の研修、認定及び記録技術の向上に関すること。
- (2) その他、記録技術に関すること。

6 広報委員会

- (1) 広報に関すること及び必要な資料の収集
- (2) 協会ホームページ運用について

7 指導者委員会

- (1) 指導者の研修、認定及び指導者技術の向上に関すること。
- (2) その他、指導者に関すること。

8 普及委員会

- (1) 生涯種別大会の開催に関すること及び調査研究。
- (2) スポーツ・レクリエーションに関すること。
- (3) その他、ソフトボールの普及発展に関すること。

9 小学生委員会

- (1) 小学生を対象とした指導、研究に関すること。
- (2) その他、ソフトボール愛好者増員の拡大

10 強化委員会

- (1) 国スポ参加チームの強化及び推進
- (2) 国スポ関連事業の推進

付 則

- 1 この要項は、昭和51年3月 7日から適用する。
- 2 この要項は、昭和56年4月 7日から適用する。
- 3 この要項は、昭和59年4月15日から適用する。
- 4 この要項は、昭和63年4月10日から適用する。
- 5 この要項は、平成 2年4月 1日から適用する。
- 6 この要項は、平成 4年4月 1日から適用する。
- 7 この要項は、平成 6年4月 1日から適用する。
- 8 この要項は、平成12年4月 1日から適用する。
- 9 この要項は、平成18年4月 1日から適用する。
- 10 この要項は、平成20年4月 1日から適用する。
- 11 この要項は、平成27年4月 1日から施行する。
- 12 この要項は、令和 2年4月 5日から施行する。

青森県ソフトボール協会負担金等の額を定める規定

第1条 この規定は、青森県ソフトボール協会規約第20条第2項の規定に基づき、支部負担金等の額を定めるものとする。

第2条 負担金の額は、次のとおりとする。

(1) 支部負担金

支部会員	25名以内	年額	35,000円
支部会員	26名以上	年額	40,000円

(2) 役員負担金

会長	年額	30,000円
副会長	年額	15,000円
常任理事	年額	10,000円
監事	年額	5,000円
理事	年額	5,000円

第3条 支部負担金、役員負担金、登録料は年度始めに納入することを原則とする。

支部役員負担金、役員負担金、登録料の納入が3年ない場合は、退会とみなすこともある。

付 則

- 1 この規定は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この規定は、昭和52年4月1日から施行する。
- 3 この規定は、昭和59年4月1日から施行する。
- 4 この規定は、昭和61年4月1日から施行する。
- 5 この規定は、昭和62年4月1日から施行する。
- 6 この規定は、平成2年4月1日から施行する。
- 7 この規定は、平成4年4月1日から施行する。
- 8 この規定は、平成12年4月1日から施行する。
- 9 この規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 10 この規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 11 この規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 12 この規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 13 この規定は、令和2年4月5日から施行する。

青森県県ソフトボール協会登録料・認定料・受講料規定

(目 的)

第1条 この規定は、青森県ソフトボール協会（以下、「本会」という。）における、登録料、認定料、受講料（以下「各料」という。）に関し必要な事項を定める。

(登録の種類)

第2条 本会の登録料は、次の各号に掲げるとおりとし、年度始めに納入しなければならない。負担金の額は、次のとおりとする。

- (1) チーム登録規定（公益財団法人日本ソフトボール協会規程（以下「日ソ協」という。）に基づく、チーム登録料及び個人登録料
- (2) 公認審判員規程（日ソ協）に基づく、公認審判員登録料
- (3) 公式記録員規程（日ソ協）に基づく、公式記録員登録料
- (4) 公認指導者規程（日ソ協）に基づく、準指導員登録料

(認定料の種類)

第3条 本会の認定料は、次の各号に掲げるとおりとし、認定会実施時に納入しなければならない。

- (1) 公認審判員規程（日ソ協）に基づく、公認審判員認定料
- (2) 公式記録員規程（日ソ協）に基づく、公式記録員認定
- (3) 公認指導者規程（日ソ協）に基づく、準指導員認定料

(受講料の種類)

第4条 本会の認定料は、次の各号に掲げるとおりとし、認定会実施時に納入しなければならない。

- (1) 公認審判員規程（日ソ協）に基づく、公認審判員受講料
- (2) 公式記録員規程（日ソ協）に基づく、公式記録員受講料
- (3) 公認指導者規程（日ソ協）に基づく、準指導員受講料

(各料の一覧表)

第5条 各料の一覧表は、別表のとおりとする。

(各料の返還)

第6条 既納の各料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

ただし、認定会不合格者については、認定料を後日返還するものとする。

付 則

本規定は、平成27年4月1日から適用する。

別 表

登録料、認定料、受講料一覧表

1 登録料

種 類	種 別	納入額（年数等）
チーム登録料	一般男女	15,000円（年額）
	高等学校男女	10,000円（年額）
	中学生男女	8,000円（年額）
	小学生男女	5,000円（年額）
チーム個人登録料	一般男女	300円（年額）
	高等学校男女	200円（年額）
	中学生男女	100円（年額）
	小学生男女	100円（年額）
公認審判員・公式記録員登録料	更新時（一般）	4,000円（年額）
	更新時（中・高校生）	1,000円（年額）
	新規（一般）	2,000円（年額）
	新規（中・高校生）	1,000円（年額）
準指導員登録料	一般及び高校生	3,000円（4年額）

2 認定料

種 類	種 別	納入額（合格後）
第1種公認審判員認定会	一般	6,000円
第1種公式記録員認定会	一般、高校生	4,000円
第2種公認審判員認定会	一般	3,500円
第2種公式記録員認定会	一般、高校生	2,500円
第3種公認審判員認定会	一般	2,000円
第3種公式記録員認定会	一般	2,000円
第3種公認審判員認定会	中学生、高校生	1,000円
第3種公式記録員認定会	中学生、高校生	1,000円
準指導員養成講習会	一般、高校生	3,000円

3 受講料

種 類	種 別	納入額
第1種公認審判員認定会	一般	6,000円
第1種公式記録員認定会	一般、高校生	6,000円
第2種公認審判員認定会	一般	3,500円
第2種公式記録員認定会	一般、高校生	3,500円
第3種公認審判員認定会	一般	3,000円
第3種公式記録員認定会	一般	3,000円
第2種・第3種公認審判員認定会	中学生、高校生	1,000円
第2種・第3種公式記録員認定会	中学生、高校生	1,000円
準指導員養成講習会	一般、高校生	15,000円
指導者対象講習会	一般、高校生	5,000円

※ 一般とは、「クラブ・実業団・教員・大学・一般男子・壮年・実年・シニア・ハイシニア・レディース・エルダー・エルDEST」の種別をいう。

青森県ソフトボール協会表彰規定

第1条 ソフトボールの発展に著しい功労があった者、及び本協会主催の各大会において優秀な成績を収め、技術態度など特に表彰を必要とする者があったとき、理事会において審議決定する。

第2条 前条による表彰は、次のとおりとする。

- (1) 功労表彰
- (2) 優秀表彰
- (3) 感謝表彰
- (4) 特別表彰

第3条 表彰の方法は、表彰状を贈るものとする。

第4条 表彰の細部は、別に定める。

付 則

- 1 青森県ソフトボール協会選考委員会規程は、廃止する。
- 2 この規定は、昭和56年4月 1日から適用する。
- 3 この規定は、昭和60年4月 1日から適用する。
- 4 この規定は、平成18年7月 1日から適用する。
- 5 この規定は、平成30年3月25日から適用する。

青森県ソフトボール協会表彰内規

この内規は、青森県ソフトボール協会表彰規定第4条により、表彰該当について定めるものである。

1 功労表彰

- (1) 本協会の役員、審判員、記録員及び登録チームの監督として10年以上にわたりソフトボール普及、発展に著しい功績があった者
- (2) 支部協会の役員として10年以上にわたり、企画運営並びに活動が特に優秀で、しかもソフトボール普及振興に著しい功績があり、支部長の推薦する者

2 優秀表彰

- (1) 8チーム以上参加の県大会や東北大会において優秀な成績を収めるか、全国大会に出場し技術や態度が他の模範となる者
- (2) 県大会あるいは東北大会において、第1位及び全国大会において第8位以上の成績を収め、技術や態度が他の模範であり、支部から推薦を受けたチーム。

3 感謝表彰

本協会及びソフトボール普及振興に著しく寄与した者

4 特別表彰

- (1) 東北大会以上の大会を多回にわたり主管し、ソフトボール普及振興に著しく寄与した団体
(点数制とし、10点を超えたとき表彰)

基準：全国大会	12チームを超える大会	4点
	12チームまでの大会	3点
東北大会	東北総合体育大会	3点
	その他の大会	1点
- (2) 全国大会に監督として、5回以上出場し他の模範となる者
- (3) 国際競技大会において3位以内に入賞したチームに属する者、属した者
- (4) その他定めのないものは理事会において推薦する。

5 重複表彰

青森県スポーツ協会表彰に推薦された個人及びチームは、本協会での重複受賞もできるものとする。

付 則

- 1 この内規は、平成8年12月 1日から適用する。
- 2 この内規は、平成12年4月 1日から適用する。
- 3 この内規は、平成18年4月 1日から適用する。
- 4 この内規は、平成23年4月 1日から適用する。
- 5 この内規は、平成24年4月 1日から適用する。
- 6 この内規は、平成30年3月25日から適用する。

青森県ソフトボール協会旅費支給内規

第1条 この内規は、協会用務のため旅行する協会員等に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 旅費の支給は、次のとおりとする。

- (1) 鉄道賃 現に支払う旅客運賃とする。
- (2) 特急料金 片道100kmを超える県外旅行は、特急料金または新幹線料金とする。
なお、県内旅行については、別に定めるガソリン代をもって支給する。
- (3) 船賃・車賃 現に支払う運賃とする。
- (4) 宿泊料 一泊につき、10,000円を上限とする。ただし、宿泊施設を指定された場合は、現に支払う宿泊料金とする。
また、懇親会をともなう夕食については半額を負担する。
なお、各種大会への協会派遣役員の旅費等は協会が負担する。

第3条 特別事情による旅費、宿泊費等については別に定める。

付則

- 1 この内規は、昭和52年4月 1日から施行する。
- 2 この内規は、昭和57年4月 1日から施行する。
- 3 この内規は、平成 2年4月 1日から施行する。
- 4 この内規は、平成 4年4月 1日から施行する。
- 5 この内規は、平成12年4月 1日から施行する。
- 6 この内規は、平成18年7月 1日から施行する。
- 7 この内規は、平成20年4月 1日から施行する。
- 8 この内規は、平成30年3月25日から施行する。

青森県ソフトボール協会慶弔内規

第1条 この内規は、青森県ソフトボール協会会員等並びに上部団体関係者に慶弔の事由があったとき、支出を目的とする。

第2条 慶弔の金額は、20,000円以内とし、各々の金額は会長これを定める。

第3条 この内規に定める金額を超えるときは、常任理事会で定める。

第4条 この内規に定めがないものは、会長これを定める。

付則

- 1 この内規は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この内規は、平成4年4月1日から施行する。
- 3 この内規は、平成27年4月1日から施行する。

青森県ソフトボール協会選考委員規定

第1条 青森県ソフトボール協会規約第6条第1項（5）の規定による選考委員の構成は、次のとおりとする。

- （1）各支部理事長（理事長不在の支部にあつては支部長とする。）
- （2）高等学校体育連盟ソフトボール専門部委員長
- （3）中学校体育連盟ソフトボール専門部委員長

第2条 別に定める基準により各支部が推薦する候補者から選出する。

- （1）各支部からの推薦候補者
- （2）高等学校体育連盟ソフトボール専門部
- （3）中学校体育連盟ソフトボール専門部

第3条 役員改選時の前年指定期日までに各支部長は県事務局へ候補者名簿を提出する。

付則

- 1 この規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規定は、平成24年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

青森県ソフトボール協会 殿

ソフトボール協会

会長

印

令和 年度～ 年度 青森県ソフトボール協会役員候補者

候補者 有・無	候補者役職	ふ り が な 氏 名	支部協会役職名	生年月日	備 考
有・無	会 長				
有	理 事				
有	理 事				
有	理 事				
有	理 事				
有・無	監 事				

※ 月 日までに青森県ソフトボール協会事務局へ提出して下さい。

青森県ソフトボール協会競技会場等禁煙規定

1 趣旨

青森県ソフトボール協会が主催するソフトボール競技会、講習会などの事業の実施にあたっては、受動喫煙防止のための措置を講ずる。

特に学校のグラウンドを借用する場合は、校内全面禁煙といたします。

2 受動喫煙防止処置

(1) 施設管理者により、喫煙場所、分煙対策について所定の定めがあるときは、その定めによる。

(2) 当協会が独自に行う場合は、以下の基準に基づき対策を講ずるよう配慮すること。

3 配慮すべき具体的内容

(1) 観客席・ベンチ内には、喫煙場所を設置しない。

(2) 選手、観客が出入りする入り口から25m程度離して、喫煙場所を設置すること。

(3) 喫煙場所は、屋根などで覆われた部分には、設置しないことを原則とする。

(4) 喫煙場所には、囲いを設けることが望ましい。

(5) 競技会場等においては、喫煙場所の位置を示す表示をするとともに、所定の位置以外での喫煙禁止の協力依頼の表示・広報を行う。

付則

1 この規定は、平成23年4月1日から施行する。

平成21年4月22日

青森県ソフトボール協会
各支部長 殿

青森県ソフトボール協会
会長 蛭名省吾
〈公印省略〉

ポロシャツ（水色）の着用について

桜花の節、皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、当協会の事業推進にご協力をいただき感謝申し上げます。

標記の件について、県協会統一を図るため下記のとおりといたしましたので通知いたします。

記

- 1 着用できる大会は、県内各種大会、各支部大会とする。
- 2 審判員・記録員として着用の際は、当該年度登録ワッペンを貼付すること。
- 3 東北大会以上の大会において、役員、補助員として参加する時も着用できる。
ただし、ワッペンは貼付しないこと。
- 4 その他、特別事項については理事長が決定する。

※ポロシャツは、あくまでも簡易のものであり、審判員・記録員は早めの正装をお願いします。

◎一部変更（令和2年4月）

第2項目でのポロシャツ着用の際においても、ワッペンの貼付をしないこととする。

【理由】

令和2年度から、公認審判員服が変更になった際に、ワッペンの貼付がなくなったことに準拠した。

令和 2年 6月 29日

新型コロナウイルス（COVID-19）感染予防に係る対応について

青森県ソフトボール協会

◇ この感染予防対策事項は、青森県高体連ソフトボール専門部が策定した「感染予防のための留意点等（関係者用）」《令和2年6月策定》および日本ソフトボール協会「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）におけるソフトボール活動の再開に向けた感染症拡大予防ガイドライン」《令和2年6月17日作成》等をもとに、本協会が諸大会に関わった経験も踏まえ、一部加除したり表現を変更したりして策定しました。
なお、今後の諸状況によっては、見直すことがあり得ることにご留意をお願いします。

大会に関係するすべての人は、以下のことを遵守しましょう。

【大会前】

- ① 大会に参加する者は、所属チーム代表者の許可を得ること。特に、小・中・高校生に関しては、保護者からの同意を必ず得ていること。（代表者は書面で参加承諾書をとることが望ましい。） ※参加を望まない場合は、参加を強制しないこと。
- ② 大会に参加を予定している者（選手およびチーム関係者（応援者を含む）、大会緒役員（審判員・記録員等含む）、ボランティア等）は、咳が出たり、発熱（37.5度以上：めやす）があったりするなど、体調不良の場合は参加させない。
- ③ 各チームは選手等の健康状況（大会前2週間）を記入させることに努めること。大会関係者（協会員、保護者等）も同様とする。

以下に該当する場合は、大会を中止する。

- 1 本県で緊急事態宣言が発令された場合。

以下に該当する場合は、大会を中止と判断する場合もある。

- 1 開催地域で、感染者が出た場合。

以下に該当する場合は、チームの出場を認めない。

◆大会諸役員も同様

- 1 チーム関係者に、感染者が出た場合
- 2 チーム関係者に、濃厚接触者が出た場合

※チーム関係者：監督、コーチ、選手、選手の保護者等

以下に該当する場合は、チーム代表者及び所属支部協会と相談し、該当者およびチームの参加の可否を決定するものとする。

- 1 健康観察期間内に、体調不良者が出た場合
- 2 健康観察期間内に、参加予定選手等の家族に体調不良者が出た場合
- 3 緊急事態宣言の発令地域から選手等が移動し、2週間経過していない場合

※体調不良者：咳がでたり、発熱（37.5度以上：めやす）が続く、倦怠感、味覚嗅覚異常、息苦しさ（呼吸困難）など

37.5度以上（めやす）の発熱が2日以上続く場合や、呼吸器症状、強い倦怠感等新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は、管轄する保健所の相談センターに電話等で相談し、指示を受けること。

※健康観察期間：大会開始2週間前より

【大会当日】

- ① 各チームで、石鹸・消毒用アルコール等を用意し、選手等の手洗い、うがい、洗顔等を徹底する。特に、試合前後は徹底すること。 *手洗いは30秒以上
- ② 主催者は、各会場に、消毒用アルコール等を設置し、大会諸役員やボランティア等に利用させる。「手洗いは30秒以上」等の掲示を行い、徹底させること。
※手洗い場所には石けん（ポンプ型が望ましい）を用意する。
- ③ 選手は、試合中及び練習以外は、マスクを着用すること。大会諸役員やボランティア等もマスク着用を励行する。
- ④ 大会諸役員の朝の点呼・打ち合わせ・連絡等は、ソーシャルディスタンスを確保して行うようにすること。
- ⑤ 大会諸役員等は、受付または朝の打ち合わせ時に検温状況や健康状態を確認すること。
※日本ソフトボール協会作成ガイドラインの別紙で示された「連絡先および健康状態申告のお願い」の提出で確認する。
- ⑥ 監督会議・開会式・閉会式は、原則として行わない。 *来賓の入場は遠慮願う。
※実施の場合は、最小限の範囲内で行う。
- ⑦ 飲み物、タオル、身につける用具は各自が準備すること。
- ⑧ チームから出たごみは、各自持ち帰らせること。また、唾液、鼻水等が付着したごみの処理には十分注意すること。（マスク着用、ごみ袋をしっかりと結ぶ、処理後の手洗い・うがい・消毒等）
- ⑨ 大会諸役員やボランティアおよび観客等から出たごみも、各自持ち帰らせること。大会役員等の弁当等の処理については、主催者の指示に従うこと。
- ⑩ 大会本部等のテント内および試合会場のベンチ内等では、できるだけソーシャルディスタンスを確保するように努める。また、大声を出さないようにすること。

【試合に関して】

- ① 試合前後において、手洗い、うがい、洗顔等を徹底すること。 *手洗いは30秒以上
- ② ベンチは、できるだけ前後左右、間隔をあけて設置すること。
- ③ 試合開始・終了の礼は、ベンチ前に整列して行う。
- ④ ベンチ内の3密（密閉・密集・密接）を防ぐため、試合中にベンチ外で待機することを認める。その際、ベンチ入りを認められた者以外の者との接触は禁じる。
- ⑤ 握手、ハイタッチ、グータッチ、ハグ等はしない。試合前後の主将、監督、審判員との握手もしない。
- ⑥ グラウンドレベルでの円陣は控える。
- ⑦ 試合中は、選手・審判員等、マスクの着用を認める。
※ 球審のマスク着用を推奨するが、息苦しさや不快を感じたりするときや熱中症予防のときには、マスクを着用しなくてもよい。
- ⑧ 試合中の選手へのアドバイスの場面では、選手同士、監督と選手の間隔を十分にとること。監督・コーチが審判員に近づくときは、最低2mの距離を保つ。
- ⑨ ペットボトルのまわし飲み、タオル、グローブ等の共用はしない。
- ⑩ 練習・試合前後に、可能な範囲で、用具、器具等の消毒をすること（バットのグリップなど）。また、試合中に、消毒することを認める。
※ バット、ヘルメット、グローブ、打撃用手袋、ロジンバッグなどは各選手が使用し、可能な限り他の選手との共用しないように努め、共用しなければならない用具については、こまめに消毒を行う。
- ⑪ 試合の前後に、トレーナーや監督は選手の体調を確認し、体調不良者がいた場合、出場させない。また、大会本部へ報告すること。

- ⑫ 試合終了後は、速やかにベンチを開けるとともに、該当チームでベンチの消毒をできる限り行うこと。消毒用スプレー、消毒液等は各チームで準備する。
※ベンチに消毒用スプレーを掛ける、ペーパータオル等に消毒液を浸し、ベンチを拭く。

【 体調不良を訴える者が出た場合 】

- ① 試合中および試合後、体調不良者が出た場合、速やかに大会本部に連絡すること。
② 大会終了後2週間以内に、感染症が発症した場合は、速やかに大会事務局へ報告すること。
③ 大会関係者より感染者が発生した場合は、直ちにホームページ等で情報開示する。

【 応援に関して 】

- ① 応援者は、前後左右に十分な距離をとるようすること。
② マスクを着用してもらうとともに、大声での応援や会話を控えてもらう。
禁止事項： a)肩組み、飛びはね b)立ったり座ったりの繰り返し c)太鼓、トランペット等の鳴り物 d)メガホン、スティックバルーンの使用 e)大声 f)旗や応援タオルの振り回し
③ 重症化しやすい方(※)で、発熱や関などの比較的軽い症状がある場合の応援は、控えていただく。

※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

【 移動に関して 】

- ① 借り上げバスや自家用車の乗り合いで移動する場合は、マスクを着用し、座席の前後左右間隔を十分にとり、車内の換気をすること。また、降車後、手洗い、うがい等を行うこと。
② 公共交通機関利用の場合も、マスクを着用し、座席の前後左右間隔を十分にとるように努めること。また、降車後、手洗い、うがい等行うこと。

【 宿泊に関して 】

- ① 宿泊の際は、事前に宿泊所で新型コロナウイルス感染予防がなされていることを確認すること。また、宿泊の際は、宿泊所の予防対策を遵守すること。

【 その他留意事項 】

- ① 大会期間中は、至近距離での会話をしないこと（監督の指示等含む）。対面は、極力さけること（1～2mの距離をとること）。
② 発熱、咳、倦怠感等が認められ、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は、医療機関に直接行くのではなく、まずは居住市町村管轄の保健所等に電話等で相談し、その指示で医療機関へ受診すること。

○新型コロナウイルス感染症 帰国者・接触者相談センター 連絡先電話番号

青森市保健所	017-765-5280	八戸市保健所	0178-43-2291
弘前保健所	0172-33-8521	三戸地方保健所	0178-27-5111
五所川原保健所	0173-34-2108	むつ保健所	0175-31-1891
上十三保健所	0176-22-3510	東地方保健所	017-739-5421

連絡先および健康状態申告のお願い

本申告書は、各種大会およびイベントなど事業において新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の健康状態を確認することを目的としています。

本申告書に記入いただいた個人情報について、主催者は、厳正なる管理のもとに保管し、チーム関係者およびイベントなど事業参加者の健康状態の把握、来場可否の判断および必要なお連絡のためののみ利用します。また、個人情報保護法等の法令において認められる場合を除きご本人の同意を得ずに第三者に提供いたしません。但し、大会会場およびイベントなどの会場にて感染症患者またはその疑いのある方が発見された場合に必要範囲で保健所等に提供することがあります。

<基本情報>

チーム名 <small>※チーム関係者のみ記載</small>	イベント名 <small>※参加の事業名を記載</small>
フリガナ	年齢
氏名	電話番号 <small>携帯または自宅</small>
住所	〒

<3日前の体温>

<2日前の体温>

<前日の体温>

<当日の体温>

日付	体温	日付	体温	日付	体温	日付	体温
／ ()	℃	／ ()	℃	／ ()	℃	／ ()	℃

※各種大会およびイベントなど事業参加の際は、参加3日前からの体温を記載ください。

<大会前2週間における健康状態> ※該当するものに「✓」を記入してください。

チェック項目	チェック欄
① 平熱を超える発熱がない	
② 咳（せき）、のどの痛みなどの 風邪症状がない	
③ だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がない	
④ 臭覚や味覚の異常がない	
⑤ 体が重く感じる、疲れやすい等がない	
⑥ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がない	
⑦ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいない	
⑧ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がない	

（各種大会およびイベントなどの参加者が未成年の場合）保護者 確認欄

保護者 氏名

電話番号

Eメールアドレス

確認日

西暦

年

月

日